## ANA支店景品規定

ANA支店では、次に該当する商品、サービスをご契約いただいたお客さまに対し、本規定に定める景品を 進呈します。

## 第1条 SMART BANKサービス/スルガバンクライン (SMART BANKライン)

1. 対象となるお客さま

SMART BANKサービス又はスルガバンクライン(SMART BANKライン)をご利用のお客さま

2. 景品とするマイル

景品としてお客さまに進呈するマイルは、毎月の約定返済(定例返済)金額に応じて次のとおりとなります。

ただし、返済日に引落しができなかった場合や、随時返済の場合にはマイル進呈の対象とはなりません。

前月 10 日現在のご利用残高	ご返済額	進呈マイル
1 万円未満	前月 10 日現在のご利用残高+ 約定日前日までの利息・遅延損害金	なし
1 万円以上 50 万円以下	10,000円	10 マイル
50 万円超 100 万円以下	20,000円	20 マイル
100 万円超 200 万円以下	30, 000 円	30 マイル
200 万円超 300 万円以下	40, 000 円	40 マイル
300 万円超 400 万円以下	50, 000 円	50 マイル
400 万円超 500 万円以下	60, 000 円	60 マイル
500 万円超 1,000 万円以下 (100 万円毎)	+20,000円 (80,000円~160,000円)	- 待 60 マイリ
1,000 万円超 3,000 万円以下 (500 万円毎)	+50,000円 (210,000円~360,000円)	一律 60 マイル

## 3. 景品の進呈期間

SMART BANKサービス又はスルガバンクライン(SMART BANKライン)のご利用期間中とします。

4. 景品の進呈時期

原則として毎月の約定返済分の引落しを実施した月にマイルを進呈します。ただし、通信機器などの 障害及び諸事情等により変更になることがあります。

# 第2条 マイル付き住宅ローン

1. 対象となるお客さま

マイル付き住宅ローンをご契約のお客さま

2. 景品とするマイル

景品としてお客さまに進呈するマイルは、年1回、毎年12月末時点のマイル付き住宅ローンの借入金額合計残高に応じて次のとおりとなります。ただし、毎年の当社の定める基準日時点で延滞中のお客さまへの景品進呈は行いません。

基準日の借入金残高	進呈マイル
500 万円以上 1,000 万円未満	1,500 マイル
1,000 万円以上 2,000 万円未満	4,500 マイル
2,000 万円以上 3,000 万円未満	7, 500 マイル
3,000 万円以上 5,000 万円未満	15,000 マイル
5,000 万円以上	25,000 マイル

3. 景品の進呈期間

マイル付き住宅ローンのお借入期間又は10年間のいずれか短い期間とします。

4. 景品の進呈時期

原則として毎年1月に進呈します。ただし、通信機器等の障害及び諸事情等により変更になることがあります。

#### 第3条 マイル付きリゾートローン

1. 対象となるお客さま

マイル付きリゾートローンをご契約のお客さま

2. 景品とするマイル

景品としてお客さまに進呈するマイルは、年1回、毎年12月末時点のマイル付きリゾートローンの借入金額合計残高に応じて次のとおりとなります。ただし、毎年の当社の定める基準日時点で延滞中のお客さまへの景品進呈は行いません。

基準日の借入金残高	進呈マイル
500 万円以上 1,000 万円未満	4, 500 マイル
1,000 万円以上 2,000 万円未満	7, 500 マイル
2,000 万円以上 3,000 万円未満	15,000 マイル
3,000万円以上	25,000 マイル

3. 景品の進呈期間

マイル付きリゾートローンのお借入期間又は10年間のいずれか短い期間とします。

4. 景品の進呈時期

原則として毎年1月に進呈します。ただし、通信機器等の障害及び諸事情等により変更になることがあります。

## 第4条 マイル付きフリーローン (スーパーアセットプラン)

1. 対象となるお客さま

マイル付きフリーローン(スーパーアセットプラン)をご契約のお客さま

2. 景品とするマイル

景品としてお客さまに進呈するマイルは、年1回、毎年12月末時点のマイル付きフリーローンの借入金額合計残高に応じて次のとおりとなります。ただし、毎年の当社の定める基準日時点で延滞中のお客さまへの景品進呈は行いません。

基準日の借入金残高	進呈マイル
100 万円以上 500 万円未満	1,000 マイル
500 万円以上 1,000 万円未満	1,500 マイル
1,000 万円以上 2,000 万円未満	4,500 マイル
2,000 万円以上 3,000 万円未満	7, 500 マイル
3,000 万円以上 5,000 万円未満	15,000 マイル
5,000万円以上	25,000 マイル

3. 景品の進呈期間

マイル付きフリーローンのお借入期間又は10年間のいずれか短い期間とします。

4. 景品の進呈時期

原則として毎年1月に進呈します。ただし、通信機器等の障害及び諸事情等により変更になることがあります。

#### 第5条 ANAマイレージクラブ Financial Pass Visaデビットカード

1. 対象となるお客さま

景品を進呈する時点でANAマイレージクラブFinancial Pass Visaデビットカード会員であるお客さま

2. 景品とするマイル

景品としてお客さまに進呈するマイルは、年1回、毎年1月1日から12月31日までの、ANAマイレージクラブFinancial Pass Visaデビットカードのご利用金額(国内・海外ショッピングのご利用金額。海外ATMでの現地通貨お引出しサービス利用分は除きます。)に応じて、次のとおりとなります。

年間ご利用金額	進呈マイル
100 万円以上 200 万円未満	3,000 マイル
200 万円以上	8,000 マイル

## 3. 景品の進呈時期

原則として翌年1月に進呈します。ただし、通信機器等の障害及び諸事情等により変更になることがあります。

#### 第6条 SURUGA Visaデビットカード

1. 対象となるお客さま

キャッシュバックする時点でSURUGA Visaデビットカード会員であるお客さま

2. キャッシュバック金額

景品としてお客さまにキャッシュバックする金額は、年1回、毎年1月1日から12月31日までの、SURUGA Visaデビットカードのご利用金額(国内・海外ショッピングのご利用金額。海外ATMでの現地通貨お引出しサービス利用分を含みます。)に応じて、次のとおりとなります。

前年のご利用金額×0.2%

3. キャッシュバック時期

原則として翌年1月にキャッシュバックします。ただし、通信機器等の障害及び諸事情等により変更 になることがあります。

#### 第7条 スペシャルギフト付き定期預金

1. 対象となるお客さま

スペシャルギフト付き定期預金をご契約いただき、次項に定める抽せんの結果、当せんされたお客 さま

#### 2. 抽せん方法

- (1) 当社は、スペシャルギフト付き定期預金の預入金額10万円ごとに1口の抽せん番号を付し、 お預けいただいたお客さま毎にお送りする取引の内容が一覧できる明細書若しくはインターネット上の当社が指定する箇所にその番号を記載します。なお、1回の預入金額が10万円未満の場合には、抽せん番号は付しません。
- (2) 当社は、毎月、前月末日時点で有効な抽せん番号を対象に抽せんを行います。
- (3) スペシャルギフト付き定期預金預入期間中は、お客さまに帰属する抽せん権利も継続し、毎月抽せんの対象となります。ただし、当せんされたお客さまにつきましては、当せんされた翌月からお客さまに帰属するこの預金のすべての抽せん番号の権利が一時的に抽せんから除外され、当せんから1年経過後に抽せんの権利が復活し、再び抽せん対象となります。
- (4)抽せんは、パーソナルコンピューターを利用した当社所定の方法で行います。
- (5) 当せん番号の発表は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。

#### 3. 景品

- (1)抽せんによりお客さまに進呈する景品は、1等景品及び2等景品とします。景品の詳細はインターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。
- (2) 1等景品、2等景品についてそれぞれ複数の種類の景品が用意されている場合、当せんされた お客さまは、1等又は2等景品の中から任意の景品を選択できます。
- (3)景品の選択にあたっては、当社所定の方法により、お客さまに選択の意思表示をしていただきます。万一、お客さまから当社が指定する期日までに選択の意思表示がなかった場合には、お客さまに通知することなく、当社が任意の景品を選択します。

## 4. 景品の送付先

当せんされたお客さまに当社が景品を郵送する場合は、当せんされたお客さまの当社へのお届出住所に郵送します。なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により景品が到達しなかった場合、及び景品が配達された際にお客さまが不在であったため景品が到達しなかった、又は遅達した場合には、通常到達すべき日に到達したものとみなし、当社は責任を負いません。

#### 第8条 ジャンボ宝くじ付き定期預金

- 1. 対象となるお客さま
  - ジャンボ宝くじ付き定期預金をご契約のお客さま
- 2. 景品とする当せん金付証票の種類、送付頻度、枚数
  - (1) 景品としてお客さまにお送りする当せん金付証票(以下「宝くじ」といいます。)の種類、送付頻度、枚数は、ジャンボ宝くじ付き定期預金の預入金額に応じて、次のとおりとします。

預入金額	宝くじの種類	進呈予定の宝くじ
1 百万円	ドリームジャンボ宝くじ 年末ジャンボ宝くじ	左記2種類の宝くじについて 年1回ずつ、各5枚
3百万円	ドリームジャンボ宝くじ サマージャンボ宝くじ 年末ジャンボ宝くじ	左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各10枚
6百万円		左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各20枚
9百万円		左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各30枚

- (2) 前号で定めた宝くじ(以下「所定の宝くじ」といいます。)が販売されなかった場合、及び所 定の宝くじ発売の時期が大幅に変更になった、あるいは所定の宝くじの販売価格が変更になっ た場合等には、当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、又は他の物品 を景品とすることができることとします。
- 3. 宝くじの送付基準日

所定の宝くじは、次に定める毎年の基準日現在、ジャンボ宝くじ付き定期預金に預入れをされている お客さまに送付します。

宝くじの種類	基準日
ドリームジャンボ宝くじ	4月15日
サマージャンボ宝くじ	6月30日
年末ジャンボ宝くじ	11月15日

## 4. 宝くじ送付期間

宝くじは、ジャンボ宝くじ付き定期預金の預入期間である3年間について送付し、この預金が継続された場合には宝くじの送付も継続します。

5. 宝くじの送付先

所定の宝くじは、ジャンボ宝くじ付き定期預金に預入れをされているお客さまの当社へのお届出住所に送付します。なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により宝くじが到達しなかった場合、及び宝くじが配達された際にお客さまが不在であったため宝くじが到達しなかった、又は遅達した場合は、通常到達すべき日に到達したものとみなし、当社は責任を負いません。なお、不着となり返戻された宝くじ等については一定期間経過後に弊社にて処分します。

6. 相続発生時の宝くじ

相続の手続が完了するまでの間、当社にて宝くじを保管し、相続手続完了後、当社にお申し出いただいた代表相続人あてに送付します。なお、宝くじの支払期限内に相続手続又は当社所定の送付先変更手続が完了しなかった場合は、保管している宝くじを弊社にて処分します。

## 第9条 マイル付き定期預金

1. 対象となるお客さま

マイル付き定期預金をご契約のお客さま

2. 景品とするマイル

景品としてお客さまに進呈するマイルは、預入金額に応じて、次のとおりとなります。

- (1) 預入金額10万円ごとに60マイル。
- (2) マイル進呈の基準となるお預入残高は10万円ごと10とし、10万円に満たない預入金額を 合算する取扱いはしません。また、当社がやむをえないものと認めてマイル付き定期預金を満 期日前に解約する場合には、マイルは進呈されません。
- 3. 景品の進呈時期

原則として満期月の翌月にマイルを付与します。ただし、通信機器等の障害及び諸事情等により変更 になることがあります。

## 第10条 マイル付き外貨定期預金

1. 対象となるお客さま

マイル付き外貨定期預金をご契約のお客さま

2. 景品とするマイル

景品としてお客さまに進呈するマイルは、月末のお預入残高に応じて次のとおりとなります。

- (1) 全通貨1, 000通貨単位ごとにマイルを進呈します。
- (2) マイル進呈の基準となるお預入残高は1通貨ごとに算出し、1,000通貨単位に満たない通 貨の預金を合算する取扱いはしません。
- (3) 1, 000通貨単位ごとの進呈マイル数は、各通貨毎、当社所定の計算に基づき決定します。 また、当社は決定したマイル数を毎月ホームページ等へ表示します。
- (4) 進呈マイル数は、上記(3) を基準として月末のお預入残高に応じて算出し、小数点以下は切捨てします。
- 3. 景品の進呈期間

マイル付き外貨定期預金のお預入期間中とします。

4. 景品の進呈時期

前月のお預入残高に基づき、原則として翌月に進呈します。ただし、通信機器などの障害及び諸事情等により変更になることがあります。

## 第11条 マイル付きダイレクト投資信託

1. 対象となるお客さま

新規にマイル付きダイレクト投資信託を10万円以上購入されたお客さま

2. 景品とするマイル

毎月の購入金額10万円(申込手数料、消費税を含む)ごとに、20マイルを進呈します。なお、マイル進呈は、新規のご購入に限り、ご購入後、換金されてから6か月以内に再度ご購入される場合は、マイル進呈対象にはなりません。また、お申込みを取消しされた場合はマイルは進呈されません。この他、当社の判断により、マイルが進呈されないことがあります。

3. 景品の進呈時期

原則として、毎月、月末時点で月中購入額を確定し、翌月に進呈します。ただし、通信機器等の障害 及び諸事情等により変更になることがあります。

# 第12条 給与振込、口座振替、年金受取マイルサービス

- 1. 対象となるお客さまと景品とするマイル
  - (1) 給与振込マイルサービス

毎月、当社が給与と認識できる10万円以上の入金があったお客さまに対し、1件につき50

マイルを進呈します。

(2) 口座振替マイルサービス

毎月、マイル付与の対象となる口座振替があったお客さまに対し、1件につき5マイルを進呈 します。

(3) 年金受取マイルサービス

当社が公的年金(厚生年金、国民年金、共済年金)と認識できる10万円以上の入金があったお客さまに対し、毎回、100マイルを進呈します。

2. 景品の進呈時期

原則として、入金又は口座振替の引落日の翌月に進呈します。ただし、通信機器等の障害及び諸事情等により変更になることがあります。

#### 第13条 マイルの進呈方法

お客さまのFinancial PassカードにおけるANAマイレージ残高に加算する方法により進呈します。

#### 第14条 景品の確認

1. マイル進呈について

マイルの進呈にあたっては、厳正な管理及び記録をしています。進呈されたマイルは、必ず進呈直後にお客さまご自身で確認をしてください。

万一、マイルの内容が相違していると思われる場合には、マイル進呈の日を含め10日以内に当社まで電話にて連絡をしてください。当社におけるマイル進呈の記録と照合し、対応させていただきます。 なお、マイル進呈後11日目以降は進呈の記録との照合及び対応は行いません。

また、マイル進呈時点でANA支店の口座を解約されている場合にはマイル進呈の対象とはなりません。

2. スペシャルギフトについて

景品の発送にあたっては、厳正な管理及び登録をしています。送付された景品は、必ず到達直後ただちにお客さまご自身で確認をしてください。万一、景品の内容が相違していると思われる場合には、景品到達の日を含め10日以内に当社まで電話にて連絡をしてください。当社における発送の記録と照合し、対応させていただきます。なお、景品到達後11日目以降は発送の記録との照合及び対応は行いません。

また、景品が配達された際にお客さまが不在であったため、景品の到達が通常到達すべき日より遅れた場合には、上記確認の電話連絡は通常到達すべき日を基準とし、その日を含め10日以内に行ってください。

3. 宝くじについて

宝くじの発送にあたっては、厳正な管理及び発送枚数の記録をしています。送付された宝くじは、必ず到達後ただちにお客さまご自身で枚数の確認をしてください。万一、枚数が相違していると思われる場合には、宝くじ到達の日を含め5日以内に当社まで電話にて連絡をしてください。当社における発送の記録と照合し、対応させていただきます。なお、宝くじ到達後6日目以降は発送の記録との照合及び対応は行いません。なお、宝くじが配達された際にお客さまが不在であったため、宝くじの到達が通常到達すべき日より遅れた場合には、上記枚数確認の電話連絡は通常到達すべき日を基準とし、その日を含め5日以内に行ってください。

4. キャッシュバックについて

キャッシュバックにあたっては、厳正な管理及び記録をしています。キャッシュバック金額は、必ず キャッシュバック直後にお客さまご自身で確認をしてください。

万一、キャッシュバックの内容が相違していると思われる場合には、キャッシュバック日を含め10日以内に当社まで電話にて連絡をしてください。当社におけるキャッシュバックの記録と照合し、対応させていただきます。なお、キャッシュバック後11日目以降は記録との照合及び対応は行いません。

また、キャッシュバック時点でANA支店の口座を解約されている場合にはキャッシュバックの対象

とはなりません。

## 第15条 景品の変更

景品は、その価格変動あるいは経済情勢の変化等により進呈の中止又は景品の変更をすることがあります。 その場合は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。当社ホームページ掲載以降は変更後の内容にて取扱います。

#### 第16条 商品の取扱い中止・変更について

ANA支店の取扱いサービス・商品は、経済情勢の変化等により、取扱いの中止若しくは変更を行うことがあります。その場合は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。当社ホームページ掲載以降は変更後の内容にて取扱います。

#### 第17条 規定の準用等

本規定に定めのない事項については、当社諸規定により取扱います。本規定と当社諸規定との間に矛盾が生じる場合には、本規定が優先されます。

## 第18条 規定の変更について

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、本規定を変更する必要がある場合は、民法その他の法令に基づき、当社は変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

なお、当社の任意の変更によって損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

#### 第19条 休眠預金に関する取扱い

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき、休眠預金等に該当することとなり、お客さまの当社に対する預金債権が消滅した場合には、宝くじ、マイル等の景品を付与しません。

## 第20条 免責事項

次の各号の事由により景品の進呈、進呈時期の変更等があっても、これにより生じた損害について、当社 はいっさい責任を負いません。

- (1) 災害、事変等その他不可抗力と認められる事由が生じた場合。
- (2) 通信機器、通信回線又はコンピューター等に障害が生じた場合。

以上

(2020年5月29日現在)